

会 議 録

会議名	令和7年度第2回目黒区住宅政策審議会
日時	令和8年1月16日（金）午後2時～午後3時30分
場所	目黒区総合庁舎本館4階 特別会議室
出席者	<p>1 委員（13名） 中島明子、村山武彦、葉袋奈美子、岸大介、上田あや、川原のぶあき、後藤さちこ、芋川ゆうき、鈴木史高、諏訪尊、東川邦昭、伊東さえ子、笹川康雄（敬称略）</p> <p>2 区（事務局） 都市整備部長、住宅課長、事務局</p>
欠席者	山本美香、山岸美喜男、安田善紀（敬称略）
傍聴者	なし
配布資料	<p><事前配付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目黒区住宅政策審議会委員名簿 ・資料1 令和7年度住宅課における居住支援実績（上半期分） ・資料2 住宅セーフティネット法の改正に伴う居住サポート住宅の認定について <p><当日配付資料></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度 第2回目黒区住宅政策審議会 次第 ・令和7年度 第2回目黒区住宅政策審議会 座席表
会議次第	<p>1 開会</p> <p>2 報告 （1）令和7年度住宅課における居住支援実績（上半期分） （2）住宅セーフティネット法の改正に伴う居住サポート住宅の認定について</p> <p>3 その他</p> <p>4 閉会</p>
会議の結果及び主な意見（要旨）	<p>1 開会 出席者の確認、目黒区住宅政策審議会規則第6条により、半数以上の方の出席により審議会の成立を報告。 会議録署名委員として、会長と葉袋委員を指名。</p> <p>2 報告 （1）令和7年度住宅課における居住支援実績（上半期分） （事務局） 《「資料1により説明」》</p> <p>【質疑応答】 質問①(委員)資料1について、家賃助成制度に対する応募者数と比べて決定者数が少ない理由について伺いたい。 ⇒（住宅課長）受給歴ありや書類未提出、住民税の滞納があるなどの理</p>

由で要件外となり否決となったため。

質問②(委員)質問①に関連して、応募したが否決となった世帯のうち、書類の管理能力が無いなどで支援が必要だが、環境が整っていなかった区民もいるのではないか。

⇒(住宅課長) 応募者に対して提出書類についての助言を行っている。住宅課では支援体制がないため、包括支援センターの職員へ繋げるなどの対応により、なるべく助成できるように努めている。助成終了後に繋げるための、公営住宅の応募時期の周知も行っている。

⇒(委員) 支援体制への課題はあるか。

⇒(住宅課長) 住宅課での補助には限界があるため、サポートする体制が課題。福祉との連携が重要である。現在も、支援が必要なかたには、包括支援センターや福祉総合課の職員が手厚く支援している。

質問③(会長)家賃助成の否決世帯の否決理由の内訳が知りたい。

⇒(住宅課長) 個人の情報にも繋がる内容であるため、公表は難しい。家賃助成のありかたについて、検討を行っている。ファミリー世帯家賃助成については受給者に対するアンケート調査を考えている。

⇒(会長) 否決となった世帯へのアンケート調査はするのか。

⇒(住宅課長) 否決世帯へのアンケート調査は行わない。継続して受給している世帯が更に住み続けることを目的に行う。

質問④(委員)住宅確保要配慮者住宅提供促進事業が実績0件だが、事業の課題や今後の展望について伺いたい。

⇒(住宅課長) 対象となる木造住宅密集地域における民間賃貸住宅の情報提供の登録件数自体が少ない。現在も事業者向けの説明会などでの周知に努めているが、全体的な事業者への周知が必要と考えている。

⇒(委員) 目黒区は木造住宅密集地域が狭いため、母数が少なく、実績が0になると思われる。対象が広がれば、より活用される制度になると考える。

⇒(住宅課長) 木造住宅密集地域の整備を加速させたい思いがあり、現在の地域に限定している。住宅確保要配慮者住宅提供促進事業の実施期間については、木密地域整備課の木造住宅密集地域における建替え助成に合わせて行っている。

質問⑤(委員)家賃助成の助成期間が決まっている理由を伺いたい。

⇒(住宅課長) かつて東京都が補助金を出して家賃助成を行った時期があった。東京都が補助金をやめた後、目黒区として事業継続を決定した。目黒区は基礎自治体であるため、財源が限られており、助成期間を設けている。

⇒（会長）基礎自治体では限界がある。本来は国レベルで行っていく事業と考える。

意見①(委員)最近の家賃上昇傾向もあり、家賃助成の助成金額など制度内容を見直す転換期であると考え。家賃助成期間後を考え、民間事業者と協力した住宅整備など、上手く機能する仕組みを検討していくべきである。

意見②(委員)住宅確保要配慮者住宅提供促進事業については、転居が伴う事業である。環境が変わることで体調不良になる可能性があり、その面での支援も必要だと考える。

意見③(委員)家賃助成についても、住宅確保要配慮者住宅提供促進事業についても、活用されていない枠があるので、これまでの経年変化を通してより活用してもらえる方法を検討していくことが必要である。

(2) 住宅セーフティネット法の改正に伴う居住サポート住宅の認定について
(事務局) 《「資料2により説明」》

【質疑応答】

質問①(会長)入居者への福祉サービスの費用は誰が出すのか。

⇒（住宅課長）サービスの費用は事業者が決めるものであり、区が助成金をどのくらい出すのかはまだ決定していない。ただし、入居者負担は必ず出ると思われる。

質問②(委員)居住支援法人が目黒区に1件しかないという実態で、この制度を効果的に運用できるのか疑問である。

⇒(住宅課長)居住支援法人に限らず、どんな事業者でも居住サポート住宅を設置することができる。

質問③(委員)居住サポート住宅の見守りサービスについて、現在はヘルパーが見守りの役割をしているが、居住サポート住宅の場合は見守りをどのようにしていくのか。

⇒（住宅課長）居住サポート住宅でのサービスを利用するか、別のサービスを利用するかは、入居者本人が判断する。また、どのようなサービスがあるかは、それぞれの居住サポート住宅によって異なる。

意見①(委員)居住サポート住宅の活用には、費用がかかり、実現は難しいのではないかと求めている事業内容だと思うので、初期導入のしやすい環境をつくってほしい。

意見②(委員)居住サポート住宅を新しく設けるよりも、既存の見守り等サービスや福祉との連携へ助成するほうがよいのではないか。建物を選ばなくてよいし、初期費用も安く、本人負担も低廉で済むと考える。

意見③(委員)災害が身近になっている中での住宅政策についても今後、検討をしていくべきである。

4 その他

(事務局) 次回は令和8年8月頃を予定している。

5 閉会

以上は、会議の概要であることを証する。

委員署名

以 上